

青森県健康増進推進会議設置要綱

(目的)

第1 すべての県民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を目指して、県民主体の健康づくり運動を推進し、本県の健康寿命に影響を与えている生活習慣病等による死亡率を改善させ、健康寿命の延伸と早世の減少を図るため、青森県健康増進推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、第1の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県民の健康づくり運動の推進に関すること。
- (2) 健康寿命の延伸に向けた具体的な方策の推進に関すること。

(組織)

第3 推進会議は会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、健康医療福祉部長をもって充て、副会長は会長が委員の中から指名した者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる団体等から推薦された者をもって充てる。
- 4 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4 会長は、推進会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会議の議長は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 推進会議の庶務は、健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は令和6年7月16日から施行する。

別表

区分	団体等名
学識経験者	国立大学法人弘前大学
	公立大学法人青森県立保健大学
保健医療従事団体	公益社団法人青森県医師会
	一般社団法人青森県歯科医師会
	一般社団法人青森県薬剤師会
	公益社団法人青森県看護協会
	公益社団法人青森県栄養士会
	公益財団法人 青森県総合健診センター
関係団体	青森県保険者協議会
	青森県食生活改善推進員連絡協議会
	青森県保健協力員会等連絡協議会
	NPO法人日本健康運動指導士会青森県支部
	青森県農業協同組合中央会
	青森県漁業協同組合連合会
	青森県商工会連合会
	青森県商工会議所連合会
	青森県PTA連合会
	青森県私立幼稚園連合会
	一般社団法人青森県保育連合会
	公益財団法人青森県老人クラブ連合会